

○大網白里市空家等の適切な管理に関する条例

令和5年12月22日条例第23号

大網白里市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか法において使用する用語の例による。

2 この条例において「市民等」とは、市内に居住する者、通勤、通学、滞在その他の目的をもって本市を訪問する者及び移動のため市の区域を通過する者をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、かつ、特定空家等にならないよう、自己の責任において空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市長は、空家等が特定空家等にならないよう、法第7条第1項の規定により空家等対策計画を作成し、空家等に関する施策その他空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努める。

(情報提供)

第5条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、市長に対し、当該空家等に関する情報を提供することができる。

(協議会)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定により大網白里市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、この条例の施行に関し必要な範囲で協力を求めることができる。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、空家等の危険な状態を放置することにより、市民等の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすことが明らかであり、かつ、所有者等が判明しないとき又は所有者等に指導等を行う時間的余裕がないと認めるときは、当該空家等に対し、当該危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じるときは、当該空家等の所在地及び措置の内容を所有者等に通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められる場合又は所有者等が判明しない場合はこの限りでない。

3 市長は、緊急安全措置に要した費用を当該措置に係る空家等の所有者等に請求することができる。

(代行措置)

第9条 市長は、法第22条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等から当該勧告に係る措置を履行することができない旨の申出があった場合において、当該申出の理由がやむを得ないものであると認めるときは、特定空家等の所有者等に代わって当該措置を講ずることができる。この場合において、当該措置に要した費用は、当該申出をした特定空家等の所有者等の負担

とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鳥獣被害対策実施隊員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会会長	日額	6,600円
空家等対策協議会委員	日額	6,100円

(大網白里市まちをきれいにする条例の一部改正)

3 大網白里市まちをきれいにする条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第4章中第20条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第20条の2 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等及び同条第2項に規定する特定空家等については、この条例の規定は適用しない。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に発せられている改正前の大網白里市まちをきれいにする条例第19条の規定による命令（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等及び同条第2項に規定する特定空家等に該当する家屋の所有者等又は土地の所有者等に対する命令に限る。）については、施行日以後もなおその効力を有する。

5 前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。